

今治市庁舎第2別館及び玉川総合公園運動場設備更新工事アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル 質問及び回答

質問事項	具体的な内容	回答
<p>実施要領 4 参加資格要件 (6)</p>	<p>「令和3年度以降において今治市庁舎第2別館及び玉川総合公園運動場設備更新工事アドバイザー業務と種類をほぼ同じくする業務委託の実績」と記載がありますが、ほぼ同じくする業務とは、空調設備更新や照明設備LED化に関する業務と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
<p>実施要領 4 参加資格要件 (7) 配置技術者の資格及び実績要件</p>	<p>業務責任者及び業務担当者の実績要件にある、「同種又は類似の業務に携わった実績がある者」の同種と類似の違いについてご教示ください。</p>	<p>一般的な技術体系の中で、同種業務とは、対象業務と技術内容が実質的に同一である場合、類似業務とは、対象業務と技術内容が似ており関連がある場合を指します。</p>
<p>実施要領 14 選定方法</p>	<p>審査員の所属部署及び役職をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>選定委員の所属部等については、公正性確保のため、お知らせいたしません。</p>
<p>実施要領 14 選定方法 (2) 第2次審査</p>	<p>プレゼンテーションのレイアウト(審査員配置、提案者配置、スクリーン位置・サイズなどがわかるもの)及び、プロジェクターへの接続端子の種類についてご教示頂けますでしょうか。</p>	<p>電子機器について、スクリーン及びプロジェクターからディスプレイ(65インチ)に変更となりました。このディスプレイは、HDMI端子に対応しております。ディスプレイの他、HDMIケーブル(5m)も貸出可能です。上記以外の機器(パソコン含む)が必要な場合は、提案者にてご用意いただきます。 (参考)ディスプレイ機種名 ELM0 Board EL65R2 参加資格審査決定通知の際にレイアウト(案)をお示しします。但し、レイアウトは当日の会場の状況等により急遽変更となる場合があります。</p>

<p>実施要領 14 選定方法 (2) 第2次審査</p>	<p>プレゼンテーションで投影する資料について、「提出した書類のみで行う」と記載がありますが、PowerPoint 等で提案書の切り抜き・拡大等により見やすく加工することは可能でしょうか。</p>	<p>事前に提出した書類（企画提案書）から内容変更を伴わない場合は、プレゼンテーション資料として用いて構いません。ご質問のような資料加工は問題ありません。ただし、（提出資料と）内容の異なる資料を用いることはできません。</p>
<p>実施要領 14 選定方法 (2) 第2次審査</p>	<p>プレゼンテーションの参加者は、提案書の体制表に記載した担当者が参加することで良いのでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
<p>様式第4号 配置技術者調書</p>	<p>枠外に「主な経歴欄には、・・・施工実績と優先して記入すること。」とありますが、実施要領、4 参加資格要件（6）と同等と捉えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
<p>様式第4号 配置技術者調書</p>	<p>「※資格者免許証（表・裏）の写しを添付すること。」と記載がありますが、裏面に特段記載がないものは不要と考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>裏面に特段記載がないものにつきましても、表裏の写しを添付してください。</p>
<p>業務委託契約書（案）</p>	<p>第12条（第三者に及ぼした損害）について、損害賠償は委託費内とすることは可能でしょうか。</p>	<p>委託費については、「今治市庁舎第2別館及び玉川総合公園運動場設備更新工事アドバイザー業務委託」に係る業務の対価として支払う目的のものであるため、損害賠償が発生した場合、委託費内より支払うことは認められません。</p>